

検討項目に関する意見

慶應義塾大学
市川芳治

(0) 全体を通じて

原則としては、法改正の趣旨に則り、立法に向けて要請された各要素について、明確に反映していくべきと考える。

この際、電気通信事業法が、「公正な競争の促進」と「利用者の利益の保護」の両輪を掲げていることに鑑み、事業者が遵守すべき最低限の共通ルールと、サービスの質の競争の余地がある領域とは、分けて考える必要があると考える（そうでなくては、自由化以前に戻る事となる）。

前者については隙の無い形で義務を課し、後者については、総務省等による指導・監督機会の確保を条件とした、業界ガイドラインの策定・各事業者の遵守状況の強制公開ルール等に対応すべきではないか。後者については、今次強化された総務大臣の業務改善命令、罰金等を **backstop** とすることで、「適正化およびその明示なくば介入」、といういわゆる“共同規制”を促進すべきではないか)

(1) 説明義務

1. 適合性義務
2. 説明事項・方法

研究会の議論からは、現行のガイドライン下のルールでさえ遵守が不徹底という状況が浮かび上がる。利用者に **informed choice** を行ってもらう条件を整備することは、「利用者の利益の保護」の基本であり、(2)の書面交付義務およびこれに付された罰金とセットで考え、エンフォースメントを確保することが必要なのではないか。

(第26条第1項に対応する業務改善命令等の行使の明確化も含む)

(2) 書面交付義務

1. 対象サービスの範囲
2. 書面に記載すべき基本的事項
3. オプションサービスの取扱い
4. 記載・交付の方法

(1)で述べたように、今次改正の構造から考えると、(1)の説明義務と(2)の書面交付義務とは、セットで考えるべき内容と思われる。齋藤構成員ご指摘のように、今回の法改正で第26条の書きぶりが明確化された。電気通信事業者だから、代理店だから等の供給者の論理ではなく、「利用者」への「販売点」を基点に義務を考えるべ

きではないか（英国 Ofcom も同様の観点でルール化）。

なお、北構成員ご指摘のように、ベストプラクティス・模範的な仕組みを評価すること等を通じて「質の競争」が担保されることを条件に、書面への記載方法等の詳細については、業界団体ルール等に委ねることも一考ではないか。

（３）初期契約解除制度

- １．対象サービスの指定
- ２．対価請求の範囲
- ３．利用者への説明・通知

研究会では、最低限のルールとして同一のものを要請するか否か、議論が分かっていたように受け止めている。事業者毎に違いがあり、それが「質の競争」として利用者に評価される仕組みが作れるのであれば、第 26 条の 3 を限定的に解釈することはあり得ると考えられる。

ただし、その際には、総務省等において一定の要件（事業者のコミットメントを得ること、期間の設定・検証のプロセスを経て、しかるべき改善が無ければ政令改正を行うこと等）を定め、事業者が当該範囲を満たす「お試しサービス」を提供すること、これを認定する仕組みを導入することが前提となると考えられる。

（４）代理店に対する指導等の措置義務

（２）で述べたように、「利用者」への「販売点」を基点に義務を考えるべきではないか（英国では、電気通信事業者による、販売店の due diligence チェックも留保している）。

どのような形態であれ、電気通信役務に“抱き合わせられて”販売されている（逆の場合はあるか？）ために生じているものであり、（１）（２）で記したような担保を通じて、エンフォースメントを確保すべきではないか。

なお、英国では、厳格ルールのもと、キャッシュバック販売を認容している。日本で言うと、（１）（２）を詳細・厳格にして規律にかからしめていることとなる。適切な説明があれば販売方法等は可能な限り自由であるべきと考えるが、それはあくまで、利用者の informed choice が前提である。

（５）その他

経過措置については、当然ながら必要最低限の範囲とはするが、暫定措置等、一定の考慮が必要と考える。これは事業者配慮ということではなく、時間・規制制約に合わせるものが優先され、利用者保護の本旨が損なわれることへの懸念からである。

以上